

小野町飲用水確保対策事業補助金

井戸掘削・水質検査などにかかる費用を助成します

町では、安全で安心な生活用水の安定的な確保および上水道普及区域と未普及区域との均衡を図るため、個人または共同で設置する井戸の掘削工事ならびに水質検査などにかかる費用を助成します。

井戸ボーリング費用などの助成

対象施設

居住の用に供する住宅に飲用水を供給する井戸など
※店舗・事業所・共同住宅は対象外とします。

対象費用

井戸ボーリング工事費／取水管工事費／ポンプ設置工事費／浄水器設置工事費／貯水槽等設置工事費／給水施設設置後の水質検査費 など
(総額10万円以上の場合を対象とします。)
※対象(工事)費用については、別途ご相談ください。

対象者

- ・小野町に居住している方、または居住しようとする方。
- ・上水道給水区域外であること。ただし給水区域内で水道管の布設が著しく困難な場合は交付対象とします。
- ・使用する方に町税等の滞納がないこと。

補助金額および回数

補助金額：対象費用の3分の1以内、
30万円を上限とします。
補助回数：1回限り

水質検査費用の助成

対象費用

飲用水として使用する水源の水質検査費(井戸水・引き水など)

対象者

- ・小野町に居住している方、または居住しようとする方。
- ・使用する方に町税等の滞納がないこと。

補助金額および回数

補助金額：対象費用の2分の1以内、
3千円を上限とします。
補助回数：1年に1回

詳しくは
お問い合わせ
ください

☎ 地域整備課 ☎ 72-6936